#### 子どもたちを交通事故から守りましょう

新入学・新入園の時期を迎え、4月6日(日)から15日(火)までの 10日間「春の全国交通安全運動」が実施されます。

ドライバーは、子どもたちを見かけたら安全運転に心がけ、周 りの大人は正しいマナーを示してあげましょう。

家庭や地域、職場では交通安全を自らのことと捉え、交通ルー ルの順守や思いやりのある交通マナーの実践が行われるよう、一 人ひとりが交通安全意識を高め、事故防止につなげていきましょ う。 交通安全推進委員会

#### 4月6日から 「春の全国交通安全運動」



#### 交通災害共済の加入を随時受け付け

町村交通災害共済は、加入した会員の相互扶 助精神により、不幸にも交通事故に遭われた方 に見舞金を支給する制度です。

まだ、加入されていない方、転入などで加入 手続きが済んでいない方は、随時受け付けをし

ます。また、見舞金の請求期限は、事故の日か ら1年間ですのでご注意願います。

- ○**会** 費 年額一人 500 円
- ○共済期間

加入の翌日から平成21年3月31日まで

○申込み 総務課交通防災係

(☎ 47-2112 役場 2階 窓口 10番)

#### 4月20日(日)~30日(水)

春先は、空気が乾燥し風の強い日が多く、火 災が最も発生しやすい季節です。

この期間の火災を予防するため、全道一斉に 「春の火災予防運動」が行われます。運動初日 の20日(日)には、消防団による火災予防パレード が実施されます。

## 野火にも意意しむしょう

例年この時季は、野火も多く発生します。 ちょっとした不注意から大きな火災になります。 タバコの投げ捨ては絶対にやめましょう。

田畑での枯れ草焼きを行うときは、事前に消 防署訓子府支署に届け出を行ってから水バケツ を用意するなど、消火の準備を行い、その場か ら離れないようにしましょう。

#### 火災予防七つのチェックポイント

- 寝たばこは、絶対にやめる
- 家の周りに燃えやすいものを置かない
- ・天ぷらを揚げるときは、その場を離れない
- 子どもたちには、マッチやライターで遊ばせ ない
- 寝具、衣類およびカーテンなどは、できるだ け防炎品を使用する
- ストーブには、燃えやすい物を近づけない
- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を 設置する

#### 実践会地区の防火査察

防火査察員が、各実践会の防火査察を次の日 程で実施します。

○ **実施期間** 4月1日(火)~ 20日(日)

### 危険物取扱者と消防設備士の試験

- ○と き 6月8日(日)
- ○ところ 北見市
- ○種 類 両試験とも全種類
- **受付期間** 4月21日 $(\beta)$ ~5月1日 $(\pi)$
- 問合せ 消防署訓子府支署

#### 危険物取扱者試験の準備講習会

- ○と き 5月14日(水)・15日(木)
- **ところ** オホーツク木のプラザ
- ○申込み 消防署訓子府支署

消防署訓子府支署(☎47-2419)

#### 幼稚園 保育園

#### 延長保育時間を拡大します

家庭での保育が困難な保護者のニーズに対応す るため、4月から幼稚園・各保育園での朝の受け 入れ時間を 30 分早め、7 時 30 分からとしました。 また、16時30分からの延長保育の時間も最長 18時30分まで、30分延長します。

なお、平日の延長保育の場所は、それぞれの施 設で行いますが、あさひ保育園のみくんねっぷ保 育園で行います。(土曜日の延長保育は、くんねっ ぷ保育園で幼稚園児と合同で実施します)

幼稚園 (☎ 47-2622)

#### 乳用牛の実査結果

(2月1日現在)

#### 町内の乳用牛は 5.018 頭

				20年	19 年	前年対比
飼	養	戸	数	60戸	62 戸	2戸減
飼	養	頭	数	5,018 頭	5,161 頭	143 頭減
1	戸当たり	り飼育頭	<b>頁数</b>	83.6 頭	83.2 頭	0.4 頭増

広い面積の土地の売買や開発には、あらか じめ届け出や許可申請が必要です。手続きを しなかった場合、法令で罰せられることもあ りますので注意してください。

なお、北海道環境保全条例に基づく1万㎡ (1ha)以上の開発行為については、網走支庁 環境生活課に届け出をすることになってい ますので、注意してください。

#### 届け出などを必要とするもの

項		目	関	係法	令	町	の窓	<u> </u>	1
1 万㎡ (1 の売買	ha) 以	上の土地	国計	土利 画	用法	企画	財	政	課
農用地をり他の用	·売買・  途に転	貸借した 日	農	地	法	農業	委	員	슾
農用地区 変更や特		ける用途 発行為	農	振	法	農林	商	I	課
森林を供用途に転		とり他の	森	林	法	農林	商	I	課

○ あ改申 **建**れ築請 東華、 仲西 日幸町、元町、 **注築確認申請**が れば必要はあり 水または移 、移転、 と必要です 栄町 場合には、 転で 0 などで10 **記要な建物** 7、若富町、 、旭町、大 りません。 りません。 域 ま 10 せ ㎡ 八規模改 条物の新 ただし、 ŭ Ĺ 建築確認 0 以 m² 地域 内で 0 修築

ので注意ので注意ので注意ので注意ので注意ので注意を 設工届の課事け解 床届け 解体  $\mathcal{O}$ 0 息してくださ の罰金が科せ がになった場 手の では分が、建設とのない。 ら 3つた場 Fに着手 れて や事 お前 別 必り 建 要では築物 まで出 解体 いら合 しりの 0 っれます こ、20 たこと が属け出席体・再 築物 クを解 に先

 $m^2$ 

築物の け が 解体工事に 必

は

届

な

## 築物 の )確認申

問合せ

建設課建築係

なる行万域なけ要う㎡の生 る要綱に基づき、 17㎡ (1 ha) 未満 吸の面積が2,0 は生活環境を守る りればなりません。安綱に基づき事前 ha) 未満 事業主は、  $\mathcal{O}$ 開発  $m^2$ 

るため、 議をし、健全 に、健全

# 無秩序な開発を防止し、 協

発行

為の

◆開発行為とは ①土砂の採取および 成における建築物の 成における建築物の

「具言理係へご相談ください事業を行う場合には、事前になってれらの要件に当てはまるの変更 よび宅 、事前に建ってはまる 区 0 建 画 地 設の 形す 質る

建設課(5 47-2118 役場 1 階 窓口 4 番)